

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【会社名】	株式会社ファーストエスコ
【英訳名】	The First Energy Service Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 479,997,150円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成23年2月14日付けで四半期報告書（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）を提出したこと及び「第三部 追完情報」に追加すべき事項が生じたことに伴い、平成23年2月10日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を組込情報とすること及び「第三部 追完情報」の記載内容を変更するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

<前略>

#### 4 業績の概要

<後略>

（訂正後）

<前略>

「4 業績の概要」の全文削除

#### 4 第三者割当てによる第10回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、平成22年3月15日付けで第三者割当てにより発行いたしました第10回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）につき下記の通り全新株予約権を取得し、消却することを決議いたしました。

##### 1. 取得及び消却する新株予約権の内容

（1）新株予約権の名称 株式会社ファーストエスコ第10回新株予約権

（2）発行期日 平成22年3月15日

（3）取得価格 新株予約権1個あたり220円

（4）取得及び消却する新株予約権の数 4,200個

##### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社グループは、主として、顧客企業に省エネルギー設備導入等の省エネルギー支援をすることを目的とした事業である「省エネルギー支援サービス事業」及び木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業である「グリーンエナジー事業」の2つの事業分野を営んでおりますが、従来よりグループ全体での収益黒字化に向け様々な構造改革を実施してまいりました。

これら2つの事業の主要な部分を占める発電設備について、より効率的な設備への改修や安定的な運用を図るため機器の交換、メンテナンスコストの低減のための新たな設備の導入等を計画してまいりました。この資金調達のため平成22年3月に三田証券株式会社を割当先とする新株予約権の発行を実施しましたが、平成22年3月及び4月に一部が権利行使されたものの、そのほとんどが未行使のまま残留しており当初想定の資金調達を実施できておりません。この状況を踏まえて、新たな資金調達の施策を講ずる必要が生じ、平成23年2月10日に第三者割当て増資により資金調達を実施することを決定しております。

これにより、本新株予約権に基づく資金の調達は不要と判断したため、発行要項に基づく取得及び消却を決議いたしました。

### 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日	平成22年9月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日	平成22年9月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第2四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 君和田 安二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 准史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 君和田 安二 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 野口 准史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上し、当第2四半期連結会計期間は営業利益を計上しているものの事業構造改革が進行途中である。また、会社の子会社2社がシンジケートローン契約について引き続き財務制限条項に抵触しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、1月31日に子会社株式の譲渡を実施するとともに、2月10日の取締役会において第三者割当増資による資金調達および子会社株式の譲渡を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。